



国民健康保険税

○令和5年度から国民健康保険税率が変わります

平成30年度から国民健康保険の財政運営の責任主体が市町村から北海道になり、町は北海道が示す保険運営に必要な国民健康保険事業費納付金を、皆様が納付した国民健康保険税を主な財源として支払っています。

財源となる国民健康保険税を適正に確保するため、北海道が示す指針を基に次のとおり税率を改正しましたので、皆様にはご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税の構成		令和4年度	令和5年度	比較
医療保険分	所得割	8.30%	8.62%	+0.32%
	資産割	60%	廃止	▲60%
	均等割	24,500円	28,100円	+3,600円
	平等割	28,600円	29,900円	+1,300円
	賦課限度額	54万円	65万円	+11万円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.20%	2.57%	+0.37%
	資産割	15%	廃止	▲15%
	均等割	5,800円	8,500円	+2,700円
	平等割	9,000円	9,000円	同額
	賦課限度額	19万円	20万円	+1万円
介護保険分 (40歳以上 65歳未満)	所得割	2.50%	1.69%	▲0.81%
	資産割	3%	廃止	▲3%
	均等割	7,200円	8,100円	+900円
	平等割	7,000円	6,400円	▲600円
	賦課限度額	16万円	17万円	+1万円

○低所得者に係る国民健康保険税の負担軽減について

地方税法施行令の一部改正により、令和5年度より国民健康保険税の軽減基準が変わります。

軽減割合	令和4年度	令和5年度
7割軽減	43万円+10万円 ×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	変更なし
5割軽減	43万円+(28万5千円×被保険者数)+10万円 ×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+(29万円×被保険者数)+10万円 ×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
2割軽減	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円 ×(給与所得者等の数-1)以下の世帯	43万円+(53万5千円×被保険者数)+10万円 ×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

※後期高齢者医療保険料の軽減も同内容です(北海道後期高齢者医療広域連合にて賦課します)。

問合せ 保険課 医療給付グループ ☎21-2121



マイナンバーカードの受取等に関する土曜日の臨時開庁

お仕事などで、平日の開庁時間内にマイナンバーカードのお受取りや、ポイント付与のお手続きに来られない方のために、臨時窓口を開設します。

ハガキに記載されている受取期限が経過していても、マイナンバーカードのお受取りができますので、日時をご確認の上、福祉課までお越しください。

※住民票の請求など、マイナンバーカード交付関連以外の業務はお受けできませんので、ご注意ください。

開庁日時 令和5年6月17日(土) 午前10時から午後3時まで

場所 福祉課(正面玄関からお入りください。)

必要書類 ・カード受取の方:本人確認書類、通知書(ハガキ)、通知カード
・マイナポイントの付与の方:マイナンバーカード、保険証、通帳(公金受取口座用)、ポイントを付与する決済サービスのカード等

問合せ 福祉課 戸籍住民グループ ☎21-2120